

ここに掲載されている意見は、第2回検討委員会で各委員から出された自治基本条例に関する意見を、次の3つの分類で整理したものであり、検討委員会で合意されたものではありません。

何を検討すべきか
(検討テーマ)

どのように規定するか
(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)

検討の仕方をどうするか
(検討プロセスや策定プロセス)

【基本・総論】

条例のつくり方・ポイント

- 市民に理解しやすい条例に
平易な文章で作成
川崎市の独自性を打ち出す
条例によるコスト増へ配慮
現在の行政運営の枠を取り外す

中味はもちろんだが、条例策定の過程が重要
→委員会運営で「市民参加」を実現し、広く市民の関心を高めながら、その意見を反映させたい

会議の進め方のルールをつくる

自治体って何？

自治体って なーに？
市民って なーに？

自治の基本

自治の基本＝「市民が主役」を共通認識として

- 市民のためにあり、地域のことは市民自らが責任を持って決めていくことを基本にしたい
自分勝手は自治ではない
市民一人ひとりが行動しなければ何も変わらないことを啓発すべき
公共性

自治するまち・川崎

自治するまちのイメージの共有化
自治してどんなまちをつくるのか、自治するまちのイメージづくりを

条例の解釈問題→具体的に「何ができる、何が変わる」をきちんと出していく

市民自治とは

新たな公共領域とその担い手も

条例で何ができる、何が変わる

- 市民生活優先の都市像(川崎市)を実現する、自治分権(市民主権)の確保
市民の平等を実現できる
人間と自然、環境の共生を実現
市民の権利が前面に出される
総論賛成、各論反対をなくそう
市民の権利規定と義務規定は表裏一体のものとして定めるべき(義務を果たさなければ権利を行使できない)

市民と住民

住民と市民の違い
通勤者、昼間人口をどのように扱うか
基本的人権の視点で考える

住民？ 3ヶ月以上居住者(ホームレスも含む)

市民？ 納税者？
学び、住み、働く者すべて

条例の性格と位置づけは？

「〇〇条例」？

自治基本条例は仮称であり、まず「〇〇基本条例」といった条例の名称を定めることから入るのはいかがでしょうか

百年の計！

- 10年後、20年後の未来に夢を持つ条例
日々の暮らし、子供の未来にも喜びや希望が持てるように
「川崎には基本条例がある」ことを誇りにできるように
川崎に住むことが誇れるような条例
明確で生活に密着した条例に

位置づけ

基本条例の権限はどのあたりまでの「基本」になるのだろうか？

自治体の憲法として

- 市民の、市民による、市民のための憲法
自治体の憲法(ただし市民がつくる)(したがって基本理念(前文)が重要)
地方分権時代の最高規範
市の憲法であり、市のビジョンを表すもの

理念条例として

- 理念条例として基本理念をもれなく盛り込んだ条例をつくりたい
市の基本的な考えを明確に
企業、事業者の社会的責任の明記(環境、人権…)

行政運営の条例として

- 行政サービスのあり方を定める(適正な税金の使い方等)
手続きを定める

憲法・法律

- 法律と反する条例は可能か
基本条例で小・中学校の設置基準を規定できないか
フィードバックするつもりで、条例を憲法や法律へ加える

総合計画

- 総合計画との整合性
総合計画の理念と条例の理念の整合を図る

【盛り込むべき内容】

《自治体の組織のあり方(市民-議会-行政)》

行政の役割・責任とは？

- 行政の役割と責任とは何か
市民と行政は対等に！(時には相反するときもあり)

市民と行政の協働

- 市民と行政との関係
行政の役割、市と区、区と市民との関係
協働のあり方、パートナーシップのあり方
市(行政)と市民のパートナーシップ
市民と行政との関係と進め方

参加・参画・協働

- 市民参加の行政
市民らしい自治を築き、市民の主権に基づいた市民参加の実現を
決定の際における議会・行政・市民の参画について

市民活動の推進

- 市民の自立を助けるシステム
自立市民を育て、育つ社会に
市民活動を活性化させる、市民による中間組織
市民のできることは市民の手で、行政でなければできないことは行政が担い、市民活動をコーディネートする中間組織も必要

NPOの位置づけ

- 一部の市民のエゴを許さない市民パワーの組織化

- 市民が活動しやすくなる税制の創設

市民参画を促進するもの

- 市民・住民の意見が反映される仕組み
主役である市民の参加

- まちづくりは計画段階から市民参加
市民参加には、「政策決定過程への参加」と「事業への参加」がある

- 審議会、委員会、テーマ、メンバー構成等を市民も決められるように
基本条例の中に今回のような検討委員会を設置することを規定できるか

合意形成の仕組みをいかに作るか

- 様々な考えの市民が公平にどう折り合いをつけるか、折り合いのつけ方のルールが必要

こういう住民参加制度があったらいいな！！の議論、アイデア出しから出発する

志木市の例①
市政運営基本条例～市民委員会～
→市民による「第2の市役所」

志木市の例②
公共事業市民選択権保有条例
～民意審査会～

市民の参加についての問題点(司法制度、裁判員制度も参考に)

裏面へ続く